

令和 8 年度部活動の地域展開体制整備に係る伴走型支援業務 仕様書

1 業務名

令和 8 年度部活動の地域展開体制整備に係る伴走型支援業務

2 目的

部活動の地域展開に係る専門的知識を有する業者に、部活動の地域展開体制整備に係る伴走型支援業務を委託し、県及び県内 40 市町村（以下、「市町村」という。）に対し、実状に応じた地域展開に係る支援を行うとともに、随時の相談対応を実施することで、市町村における部活動の地域展開を円滑に推進する。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日（水）まで

4 業務内容

（1）各市町村の実状に応じた地域展開に係る支援

- ア 受託者は、県が委嘱している部活動地域展開総括コーディネーターからの聴取、または、市町村との個別のオンライン面談等により情報収集を行い、市町村の状況や課題等を分析した上で、市町村の実状に応じた部活動の地域展開推進のための実現プラン及びロードマップを提案する。
- イ 受託者は、県主催の県内 6 地区において開催する地区別情報交換会及び市町村担当者協議会に出席し、県及び市町村の実状に応じた助言及び全国の事例共有を行う。

（2）随時の相談対応

受託者は、県及び市町村からの相談を随時受け付ける窓口を設置し、県及び市町村からの相談に対して助言・指導を行う。相談はオンライン及び電話、電子メールにより対応する。（オンライン及び電話の対応時間は平日の 9:00～18:00 とする。）

5 業務実施体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置・確保し、契約後速やかに統括する責任者及び担当者等を書面により報告すること。なお、報告した内容に変更が生じた場合にも同様に、速やかに書面により申し出るものとする。

6 再委託

本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面により承諾を求めるとともに、「5 業務実施体制」により報告する書面に記載すること。ただし、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

7 実績報告

- （1）委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書を県に提出すること。

- (2) 実績報告書の提出の際に、「4 業務内容」における提案内容及び相談対応の記録等を取りまとめたレポートを作成し、電子データで添付すること。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務について県と連絡調整できる体制づくりに速やかに努めること。
- (2) 受託者は、県が委嘱している部活動地域展開総括コーディネーターと連携し、市町村の状況や課題等の把握に努めること。
- (3) 本業務の実績報告書に係る一切の権利は県に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項に関しては、県と受託者が協議して定めるものとする。